

1. 件名：三菱原子燃料（株）加工施設の使用前検査及び使用前事業者検査の今後の予定に関する面談
2. 日時：令和4年7月22日（金） 13時30分～14時25分、
16時50分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
高須安全規制管理官（専門検査担当）、寒川首席原子力専門検査官、
清水原子力専門検査官

三菱原子燃料（株）

- 大和矢代表取締役社長 他6名（13時30分～）
- 大和矢代表取締役社長 他5名（16時50分～）

5. 要旨

○三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）加工施設の使用前検査及び使用前事業者検査の今後の予定について、事業者から資料に基づき説明があった。

- ・現在、7月28日に加工施設の性能検査を実施し、使用前事業者検査を7月末に終了する予定としているが、7月27日の時点で性能検査開始条件が整わない等のリスクを考慮して、使用前検査申請及び使用前確認申請の工程を8月末まで延期する変更を行いたい。
- ・加工施設の性能検査は、7月27日までに以下の資料について完了を確認した上で実施する。
 - 使事検完了報告書
 - 様式-1 検査対象管理表
 - 様式-2 検査項目管理表
 - 様式-3 検査工程管理表
 - 様式-8 使用前事業者検査結果報告書
 - CAP/不適合報告書
- ・7月26日からの原子力規制検査においては、引き続き、対象設備についての様式-2及び検査記録、3号検査の実施内容について確認いただきたい。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

- ・使用前検査申請及び使用前確認申請の工程を8月末まで延期する変更することについては事業者の判断によるものなので、規制庁が何か申し上げる立場にはない。
- ・しかし、本日の資料においても7月末で使用前事業者検査が終了する工程となっており、本当にこのとおりに進められるか疑問に思っているところである。その週の検査が終了しないので来週も検査をしたいといった先延ばしするような計画は、他

の検査計画へも影響することから、これまでの検査進捗や不適合への対応等を考慮した、実現性のある工程を示すこと。

- ・ 2号検査を実施するに当たり、必要な1号検査がすべて終わっていることの確認が行われていることも原子力規制検査で確認する。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

○面談終了後、事業者から、1号検査結果が未承認のまま2号検査を開始している案件が認められたとして不適合処置を実施するとの情報があったため、再度面談を実施した。

○事業者から、以下の説明があった。

- ・ 本日、13:30からの面談を受け、2号検査を実施するための手続きについて確認したところ、検査責任者による必要な1号検査がすべて終わっていることの確認が行われずに2号検査を開始している案件が認められた。13:30からの面談時に説明した時の認識と異なっていることから、当該案件は、不適合処置を実施した後に、もう一度2号検査を実施することとしたい。不適合に該当する検査が何件あるのか、現在精査中である。
- ・ 1号検査の終了をどのようにして確認するのか、2号検査の開始にあたってのルールの有無についても不適合処置の過程で明らかにし、対応したい。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

- ・ 状況については承知した。検査の終盤でこのような不適合が発生すれば、検査をもう一度やり直すこととなり規制のリソースを再度投入しなくてはならない。検査工程の各段階で検査の実施内容を確実に確認して進めることが重要である。それを踏まえて、実現性のある工程を示すこと。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料：使事検完了に向けてのWeb面談資料

以上